

給付金のお知らせ

皆さんの子育てを
応援します！



国の事業

物価高対応子育て応援手当

給付対象者

令和7年9月30日時点で砂川市に住民登録があり、平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童を養育する世帯の父母等

※令和7年10月1日以降に砂川市に転入した世帯については、令和7年9月30日時点の居住市町村より支給されます。

給付額

児童1人×2万円

市独自の事業

子育て世帯特別給付金

給付対象者

令和7年12月1日時点で砂川市に住民登録がある世帯または令和7年12月2日から令和8年3月31日までに転入した世帯のうち、平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童を養育する世帯の父母等

給付額

児童1人×1万円

給付までの流れ

原則として申請は不要です。

※下記の場合は届出が必要となりますので、下記へお問い合わせのうえ子育て支援係（⑭窓口）へご提出ください。

- 振込先の口座変更を希望される方
- 本給付金の受給を辞退される方

問い合わせ先

砂川市 保健福祉部 子育て支援課 子育て支援係（⑭窓口） 0125-74-8369

「振り込め詐欺」や「個人情報搾取」などの
給付金詐欺にはご注意ください！

